



学習等に関する基本情報

学校法人西野学園 函館臨床福祉専門学校

- 1 学校教育目標、方針
- 2 3つのポリシー
- 3 学則
- 4 学習等に関する規則

1 函館臨床福祉専門学校 教育目標及び教育方針

本校は、探究する心、創造する心、貢献する心を育み、この3つの心を兼ね備えた人間性豊かな介護福祉士・社会福祉士の育成を目指し、福祉や介護分野の総合的な教育を実践する。

1 教育目標

- (1) 福祉の心を育むとともに、専門分野の知識・技術を探究できる人材の育成。
- (2) 広い視野を持ち、専門分野の課題解決を図り、福祉社会を創造できる人材の育成。
- (3) 社会の福祉ニーズに応え、福祉社会の発展に貢献できる人材の育成。

2 教育方針

- (1) 学生の理解度を高める授業の取組を推進する。
- (2) 学生の実践力を身に付ける学内・学外実習の充実を図る。
- (3) 授業力を向上させる取組を推進する。
- (4) 学生の国家資格取得をサポートする取組の充実を図る。
- (5) 卒業後のフォローアップ体制の充実を図る。

3 重点事項

- (1) 「シラバス」「コマシラバス」「学習確認テスト」などきめ細やかな授業を推進する。
- (2) 「できるシート」の活用など技術の到達度が確認できる技術・実技指導を推進する。
- (3) 「公開授業」「授業アンケート」などをもとに、指導方法や授業内容の改善を図る。
- (4) 「放課後学習」「長期休業中スクーリング」など自学自習習慣の確立を図る。
- (5) 「就職サポート」「再就職サポート」「国家試験対策サポート」システムの充実を図る。

4 教育課程編成方針

教育課程の編成にあたっては、教育課程編成委員会での審議を通じて示された関係施設等の要請その他の情報・意見を十分に活かし、実践的かつ専門的な職業教育を実施するにふさわしい教育課程の編成に努める。

2 函館臨床福祉専門学校 3つのポリシー

<ディプロマ・ポリシー>

函館臨床福祉専門学校 介護福祉士科では、教育課程に従い所定の課程を修め、かつ、下記の要件を満たしたものに卒業を認めます。

1. 介護福祉士に必要な基本的知識を習得し、卒後も自己のスキルアップのため、努力を惜しまず探究することができる人
2. 多職種と連携しチームの一員として対象者への支援ができるよう、自らの役割を自覚し、専門職としての判断のもとに意志決定をすることができる人
3. 介護福祉士に必要な基本的な技術をもって対象者一人ひとりの有する能力に応じた生活支援技術を提供することができ、また、報告・連絡・相談をはじめとする基本的なコミュニケーションはもちろんのこと、多様な状態像に合わせたコミュニケーション手段を駆使し、高い倫理観と責任感を持って社会に貢献することができる人

<アドミッション・ポリシー>

函館臨床福祉専門学校 介護福祉士科は、学園の建学の精神並びに教育理念の下、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定し教育を行っています。こうした教育を受けるための条件として、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲等を備えた学生を求めます。

1. 介護福祉士の資格取得のために努力を惜しまず、積極的に学ぶ意欲をもっている人
2. 修学に必要な基礎的学力を有し、専門分野について常に向上心を持ち主体的に探究できる人
3. 他者と関係性を築き上げるためのコミュニケーション能力を有し、人に興味をもって接することができる人
4. 何事においても率先して考え、行動することができる人
5. 今の自分自身に満足することなく、常に新しい課題を見つけ探究し、自身を高める意欲がある人

<カリキュラム・ポリシー>

ディプロマ・ポリシーに掲げる知識、技能を習得させるために、函館臨床福祉専門学校 介護福祉士科の特色を活かしたカリキュラムを定め、以下の教育内容を実践します。

1年次では、専門職としての基礎的な知識・技術を習得するとともに、社会生活を送るうえで必要な基本的な態度や言葉遣いを身に付けます

2年次では、1年次に習得した基礎的な知識・技術をもって、専門的な判断ができるための応用的かつ実践的な学習を深めます

3 学則

函館臨床福祉専門学校学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、人間としてさわやかで思いやりに満ちた心をもって献身的に社会に奉仕できる介護、社会福祉分野のスペシャリスト養成を目的として、必要な知識及び技能を習得させるため学校教育法に基づき教育を行う。

(名称)

第2条 本校は、函館臨床福祉専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校は、函館市美原1丁目15番1号におく。

(自己点検、自己評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科、修業年限、収容定員、在学年限

(課程、学科、修業年限、収容定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに収容定員は、次のとおりとする。

分野	課程	学 科	昼夜 の別	修業 年限	収 容 定 員 (人)				学級数
					第1 学年	第2 学年	第3 学年	合 計	
教育社 会福祉	専門	介護福祉士科	昼間	2年	40	40	—	80	2
合 計								80	2

2 一つの授業科目について同時に授業を行う学生数は、40人を標準とする。

(在学年限)

第6条 学生は、前条の規定により定められた修業年限の2倍に相当する期間を超えて在学することができない。ただし、休学期間はそれを算入しない。

第3章 学年、学期及び休業日等

(学年、学期)

第7条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで
後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 夏季休業日（25日間を標準とする）
- (4) 冬季休業日（25日間を標準とする）
- (5) 春季休業日（20日間を標準とする）
- (6) 創立記念日

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更し、若しくは休業日に授業を行うことができる。
- 3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程、授業時数、単位時間)

第9条 本校の教育課程及び授業時数は別表第1のとおりとする。

- 2 別表第1に定める授業時数の1単位時間は、45分とする。

(授業時数の単位数への換算)

第10条 授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、専修学校設置基準（又は大学設置基準第21条第2項）に基づき換算するものとする。但し、指定されている各養成所指導要領に定める特定の科目についてはこの限りでない。

(授業の開始及び終了)

第11条 授業の開始及び終了の時刻は、校長が別に定める。

(履修、修得)

第12条 本校の学生は、別表第1に定める教育課程のすべての授業科目を履修しなければならない。

- 2 履修の認定は、当該科目の授業時数の80%以上の出席をもってする。但し、資格取得のために指定された特定の科目についてはこの限りでない。
- 3 履修した科目の評定が『可』以上のとき、その科目を修得したものとする。

(試験等の実施)

第13条 試験等は、教育課程の定めるところにより履修が認定された科目に対して実施する。

- 2 試験の実施に関する事項は別に定める。

(学習の評価、評定)

第14条 評価は、試験（論文を含む）の成績、平素の学習状況等を総合的に勘案して行う。

- 2 成績評定は、秀、優、良、可、不可の5段階とし、『可』以上を合格、『不可』は不合格とする。

(進級、課程修了、卒業)

第15条 校長は、教育課程に定める各学年の履修すべき科目のすべてを修得した者に対して、学年の進級及び課程の修了を認定する。

- 2 本校所定の修業年限以上在学し、課程を修了した者には、卒業証書（別記第1号様式）を授与する。

（称号の授与）

第16条 前条により課程を修了した者には、専門士の称号を授与する。

（教職員組織）

第17条 本校に校長、教員、助手、事務職員、その他必要な教職員を置く。

- 2 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第5章 入学、休学、退学及び除籍

（入学時期）

第18条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

第19条 本校の入学資格は次のとおりとする。

学校教育法第90条の規定により大学に入学することができる者。

（出願手続）

第20条 本校に入学を志願する者は、本校指定の期日までに、本校所定の書類に入学検定料を添えて校長に提出しなければならない。

- 2 外国人は、前項に加えて在留カードまたは特別永住者証明書を提出しなければならない。

（入学者の選考）

第21条 前条の手続きを終了した者に対して、別に定めるところにより、選考を行う。

- 2 選考による合格者の決定は、入学者選考会議を経て校長が行う。

（入学手続き及び入学許可）

第22条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学金を納付しなければならない。

- 2 校長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。
- 3 入学の許可を受けた者は、所定の期日までに本校所定の書類を提出しなければならない。

（入学許可の取消し）

第23条 校長は、正当な理由がなく、前条に規定する入学手続きをしない者に対し、入学の許可を取り消すことができる。

（転入学、編入学）

第24条 転入学、編入学は、これを認めない。

（休学）

第25条 学生が疾病、その他やむを得ない理由により、90日以上修学することができない場合は、その事由を記載した所定の休学願を提出して、校長の許可を受けなければならない。ただし、疾病による場合は医師の診断書を添えるものとする。

- 2 休学期間は、1年を越えてはならない。ただし特別な事情がある者には、引き続き休学を許可することがある。

- 3 学生が心身の故障のため、長期の休養を要すると認められたときは、校長は休学を命ずることがある。
- 4 学生が休学期間満了後もなお復学出来ないときは、校長は退学を命ずることがある。

(復学)

第26条 休学理由が消滅した場合、休学期間中であっても校長の許可を受けて復学することができる。また、休学期間が消滅した場合は、直ちに復学願を提出しなければならない

(退学)

第27条 退学をしようとする者は、その事由を記載した所定の退学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第28条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者を、教職員会議の議を経て除籍することができる。

- (1) 長期にわたる欠席又は病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者。
- (2) 正当な理由がないのに授業料等の納付を怠り、督促をしてもなお納付しない者。
- (3) 定められた在学期間を経過した者。
- (4) 死亡した者、又は行方不明の者。

第6章 入学金及び授業料等

(納付金)

第29条 本校の入学金、授業料等は、別表第2のとおりとする。

(授業料等の納入)

第30条 学生がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料等を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 学生、保護者が授業料等の納入を怠ったときは、保証人が代納しなければならない。

(納付金の不還付)

第31条 授業料等の既納の納付金は、納付後いかなる理由があっても返還しない。

(教材費等)

第32条 教材費等は実費を徴収する。

(校友会費等)

第33条 校友会活動等に要する費用で、その徴収の委託を受けたものについては、授業料等と同時に徴収することがある。

第7章 賞 罰

(褒 賞)

第34条 学生が成績、性行ともに優れ、他の模範となる者について褒賞することができる。

(懲戒)

第35条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の学生の本分に反する行為があった場合などにおいて、教育上必要と認められる場合には、学生に対し懲戒を加えることができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項に規定する退学は、次の各号に該当する場合にこれを命ずる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第8章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第36条 本校は、専修学校教育のほか附帯教育事業として、次の教育を行う。

目的	態様	修業期間	収容定員
介護福祉士試験の受験者の資質向上及び介護福祉士試験の適正実施に資することを目的とする。	介護実務者研修課程	6か月	20名
本校が設置する学科の施設・設備・教員 の能力・経験等、本学の豊富な教育ノウハウを 本科生のみならず広く一般に開放すること により、生涯学習のニーズの高まりに応 えることを目的とする。	介護職員養成研修講座	3ヶ月	50名
	介護基礎講座	3ヶ月	50名
	ボランティア講座	3ヶ月	50名
	ワーカー対策講座	3ヶ月	50名

- 2 附帯教育事業に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 その他

(健康診断)

第37条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第10章 雑則

(施行細則)

第38条 この学則の実施についての細則は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成 9年4月1日から実施する。
- 2 第15条に規定する別記第1号様式は、専門士に関する推薦申請を平成10年7月に行い、平成10年度卒業生より適用する。
- 3 この学則は、平成10年4月1日から実施する。
(授業料等の改訂)

- 4 この学則は、平成11年4月1日から実施する。
(附帯教育授業の追加)
- 5 この学則は、平成12年4月1日から実施する。
(カリキュラムの変更)
- 6 この学則は、平成13年4月1日から実施する。
(カリキュラムの変更)
- 7 この学則は、平成16年4月1日から実施する。
(学則の条文、文言等の統一)
- 8 この学則は、平成16年4月1日から実施する。
(カリキュラムの変更)
- 9 この学則は、平成18年4月1日から実施する。
(授業料等の変更及び条文の整理)
- 10 この学則は、平成21年4月1日から実施する。
(入学定員、カリキュラムの変更及び学則条文の整理)
- 11 この学則は、平成25年4月1日から実施する。
(授業料等の変更、社会福祉科カリキュラムの変更)
ただし、平成25年3月31日以前に入学した学生については、第9条第1項
及び第29条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 12 この学則は、平成26年4月1日から実施する。
(介護福祉士科カリキュラムの変更、附帯教育事業の変更)
ただし、平成26年3月31日以前に入学した学生については、第9条第1項
の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 13 この学則は、平成28年4月1日から実施する。
(学習の評価、評定及び出願手続の変更)
ただし、平成28年3月31日以前に入学した学生については、第14条第2項
の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 14 この学則は、平成29年4月1日から実施する。
(卒業証書別記第1号様式の変更)
- 15 この学則は、令和2年4月1日から実施する。
(カリキュラムの変更、学習の評価、評定及び出願手続、納付金の変更)
ただし、令和2年3月31日以前に入学した学生については、第9条第1項の規定
にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 16 この学則は、令和3年4月1日から実施する。(学科の廃止、カリキュラム、
附帯教育事業の変更)

別表第2（第29条関係）

費 目	介護福祉士科
入 学 金（入学時）	200,000
授 業 料（年額）	700,000
施設設備費（年額）	150,000
入学検定料	25,000

別記第1号様式（第15条関係）

第 号	割 印	函館臨床福祉専門学校 学校法人西野学園	令和○年○月○日	右の者は本校専門課程○○○○科 （昼間・修業年限○年）の所定の課程 （平成○○年文部科学大臣告示第○○号 による職業実践専門課程）を修めたので 卒業証書を授与し 文部大臣告示 （平成六年文部省告示第八十四号） により専門士（○○○専門課程）と称する ことを認める	校 印	氏 名	平成○年○月○日生	卒 業 証 書
	校 長 ○ ○ ○ ○ 印							

別表第1(第9条関係) 教育課程

教育・社会福祉分野 専門課程 介護福祉士科(昼間)

教育内容	授業科目	区分	必・選	1年次	2年次	合計
人間と社会	人間の尊厳と自立	講義	必修	30		30
	人間関係とコミュニケーションⅠ	講義	必修	30		30
	人間関係とコミュニケーションⅡ	講義	必修		30	30
	社会の理解Ⅰ	講義	必修	30		30
	社会の理解Ⅱ	講義	必修		30	30
	社会の理解Ⅲ	講義	必修		30	30
	福祉住環境	講義	必修	30		30
	リハビリテーション論	講義	必修	30		30
介護	介護の基本Ⅰ	講義	必修	60		60
	介護の基本Ⅱ	講義	必修		60	60
	介護の基本Ⅲ	講義	必修		60	60
	コミュニケーション技術Ⅰ	講義	必修	30		30
	コミュニケーション技術Ⅱ	講義	必修		30	30
	生活支援技術Ⅰ-1	講義	必修	30		30
	生活支援技術Ⅰ-2	講義	必修	30		30
	生活支援技術Ⅱ-1	演習	必修	90		90
	生活支援技術Ⅱ-2	演習	必修		30	30
	生活支援技術Ⅲ-1	演習	必修	60		60
	生活支援技術Ⅲ-2	演習	必修	60		60
	介護過程Ⅰ	講義	必修	60		60
	介護過程Ⅱ	講義	必修		90	90
	介護総合演習Ⅰ	演習	必修	60		60
介護総合演習Ⅱ	演習	必修		60	60	
介護実習Ⅰ	実習	必修	216		216	
介護実習Ⅱ	実習	必修		240	240	
こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみⅠ	講義	必修	30		30
	こころとからだのしくみⅡ	講義	必修	60		60
	こころとからだのしくみⅢ	講義	必修		30	30
	発達と老化の理解Ⅰ	講義	必修	30		30
	発達と老化の理解Ⅱ	講義	必修		30	30
	認知症の理解Ⅰ	講義	必修	30		30
	認知症の理解Ⅱ	講義	必修		30	30
	障害の理解Ⅰ	講義	必修	30		30
	障害の理解Ⅱ	講義	必修		30	30
医療的ケア	医療的ケア	講義・演習	必修		90	90
特設科目	介護福祉総論	講義	必修		30	30
合 計				1,026	900	1,926

4 学習等に関する規則

1 目的

この規則は、学則および教務規程の定めるところにより、本校の日課、科目の履修・修得、進級および卒業の認定、学習の評価・評定等学習に関わる事項について定める。

2 日課

(1) 日課は、次のとおりとする。

時 限	授業時間帯	時 限	授業時間帯
SHR	9 : 0 0 ~ 9 : 1 0	第3時限	1 3 : 0 5 ~ 1 4 : 3 5
第1時限	9 : 1 0 ~ 1 0 : 4 0	第4時限	1 4 : 4 5 ~ 1 6 : 1 5
第2時限	1 0 : 5 0 ~ 1 2 : 2 0	第5時限	1 6 : 2 5 ~ 1 7 : 5 5
昼休み	1 2 : 2 0 ~ 1 3 : 0 5		

(2) 事情により授業時間帯を変更することがある。

3 欠席、公欠、遅刻、早退

欠席、遅刻、早退は、次の各号のとおりとし、「欠席届（様式 G06）」「公欠届（様式 G07）」あるいは「遅刻・早退届（様式 G08）」に理由を記入し提出する。

(1) 授業開始時に不在の場合、当該科目は欠席とする。ただし、授業開始後 15 分までに出席の時は、遅刻とする。また、授業終了前 15 分以内の退出は早退とする。

(2) 当該科目内での遅刻、早退は、併せて 3 回をもって 1 時限の欠席とする。

(3) 次の理由による場合は公欠とし、出席扱いとする。

ア 学校保健安全法および関係法令の定めに基づく出席停止（学校感染症）

学校保健安全法施行規則に定める期間を出席停止とする。

※出席停止期間終了後、診断書などを添付して所定の「公欠届（様式 G07）」を提出する。

イ 結婚・忌引き・法要等による欠席、遅刻、早退

・結婚 2 親等以内 2 日

・忌引 1 親等（両親） 7 日

2 親等（祖父母、兄弟姉妹） 3 日

3 親等（曾祖父母、おじ、おば） 2 日

・法要 3 親等以内 1 日

※ただし、移動日は別に認める。

ウ 諸活動

・資格試験

学校の指定する試験のため必要な日数（移動日を含む）

・就職活動

学校が認めた企業訪問および就職試験のため必要な日数（移動日を含む）

・その他

特に校長が認めた期間

※イ、ウについては、原則として前日までに所定の「公欠届（様式 G07）」を提出する。

エ 交通機関の障害等（災害・事故等）

4 履修

- (1) 学則で定める教育課程のすべての科目を履修しなければならない。
- (2) 履修は、当該科目の授業時数を満たす時限の 80%以上の出席をもって認定する。なお、学則第 12 条 2 の資格取得のために指定された特定の科目は当面の間設置しない。
- (3) 当該科目の出席時数が授業時数の 80%に満たない場合、補講により不足時数を補充したとき、その科目の履修を認定する。
- (4) 補講は、病気療養等による出席時数不足の者が、補講受講願（様式 G09）を提出し、受理されたときに実施する。なお、学外実習については別に定める。
- (5) 学習の進捗状況などにより、教育課程で定められた以外に補習授業を行なうことがある。
※ (2)、(3) については資格取得のために指定された特定の科目についてはこのかぎりではない。

5 補講手数料

補講手数料は、1 科目 1 回につき次のとおりとする。但し、実習については別途定める。
手数料が納入されないときは、補講を受講することができない。

補講	有料 (2,000 円)	・授業を病気療養等以外の理由で欠席した場合
	無料	・授業を病気療養等で欠席した場合 (診断書等を提出)

6 定期試験

定期試験は、その年次の履修すべき科目について、その科目の履修が認定された者に対して実施する。ただし、科目によっては評価資料（レポート等）をもって替えることがある。

7 追試験

- (1) 追試験は、次の場合により定期試験または追試験を受験できなかった者について、追試験受験願（様式 G10）により実施する。
 - ア 公欠による欠席の場合
 - イ 病気療養等による欠席の場合（医師の診断書等添付）
 - ウ 履修が認定されず定期試験を受験できなかった場合で、補講受講願が受理され、不足時数を補ったとき
- (2) 追試験の科目評定は、定期試験と同様とする。

8 再試験

- (1) 再試験は、次の場合、再試験受験願（様式 G10）により受験の承認を得て実施する。
 - ア 科目の評価が 60 点に達していない場合
 - イ 定期試験または追試験を公欠あるいは病気療養等以外により欠席した場合
 - ウ 再試験を公欠等により欠席した場合
 - エ 再試験を病気療養等により欠席した場合（医師の診断書等添付）
- (2) 再試験の実施は原則 1 回とし、再試験により合格した科目の評定は「可」とする。
- (3) 再試験を正当な理由なく欠席した者は、当該科目の認定を認めないことがある。

9 試験の実施時期等

- (1) 試験は、あらかじめ科目名、実施日時・場所を告知および掲示して実施する。
- (2) 定期試験は、当該科目が終了した適切な時期に実施する。
- (3) 追試験・再試験は、定期試験実施後適切な時期に実施する。

10 受験手数料

追試験および再試験の受験手数料は、1科目1回につき次のとおりとする。

手数料が納入されないときは、追試験または再試験を受験することができない。

追試験	有料 (1,000 円)	・定期試験を病気療養等で欠席した場合 (医師の診断書等添付)
	無料	・定期試験あるいは追試験を、公欠で欠席した場合 ・履修が認定されず定期試験を受験できなかった場合で、 補講受講願が受理され、不足時数を補ったとき
再試験	有料 (2,000 円)	・科目の評価が 60 点に達していない場合 ・定期試験を、公欠または病気療養等以外の理由により 欠席した場合
	無料	・再試験を、公欠および病気療養等により欠席した場合 (医師の診断書等添付)

11 試験に係わる注意事項

試験を受ける学生は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 試験場では、監督者の指示に従い不必要なものは携行しない。
- (2) 試験開始後 15 分以上遅刻した者は、試験を受けることができない。
- (3) 試験開始後 30 分を経過しなければ退室することができない。
- (4) レポート等の課題の提出による試験にあっては、提出期限までに提出しない場合は、試験欠席に準じた処置を講ずるものとする。
- (5) 追試験、再試験を受験する場合、受験開始時に受験票（兼領収書）を提示しなければならない。

12 試験に係わる不正行為

受験中に不正行為を行った者の当該科目の評価は 0 点とする。なお、指導措置においては学則第 35 条に則り、懲戒を加えることがある。

13 評価

- (1) 学習成績の評価は、別に定める試験（論文を含む）、または実習・演習などの成績ならびに平素の学習活動全般から得られる評価資料（レポート等）に基づいて総合的に行う。
- (2) 科目の成績の総合評価は、100 点法をもって行う。
- (3) 再試験により 60 点以上の評価を受けたとき、評価点は 60 点とする。

14 評定

- (1) 科目の評定は、秀・優・良・可・不可の 5 段階をもって行う。
- (2) 評定は、総合評価に基づいて、次により 5 段階表示する。

評 定	総 合 評 価
秀	100 点 ～ 90 点
優	89 点 ～ 80 点
良	79 点 ～ 70 点
可	69 点 ～ 60 点
不 可	59 点以下

15 修得

当該科目の履修が認定され、かつ科目の成績評定が「可」以上のとき、その科目を修得したものとす。

16 履修状況等の通知

評定および出席状況等の教育活動の成果は、必要に応じて保護者等に通知する。

17 評価平均

評価平均は、当該学年で修得した全ての科目の総合評価の平均である。原級留置により同じ科目を再度修得した場合は、最新の成績に基づいて評価平均を算出する。なお、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示する。

18 進級の要件

当該学年の履修すべき科目のすべてを修得し、所定の学校納入金が納められている者に対して上級学年への進級を認める。

19 卒業の要件

履修すべき科目のすべてを修得し、所定の学校納入金が納められている者に対して、卒業証書を授与し、専門士と称することを認める。

20 原級留置

進級または卒業できない者は、原級に留まり、当該学年におけるすべての科目を改めて履修しなければならない。

21 褒賞

本校の褒賞は次のとおりとし、卒業証書授与式において、賞状を授与する。

- (1)「学校長賞」 特に品行方正で成績が優秀と認められる者
- (2)「努力賞」 努力の成果が顕著である者
- (3)「皆勤賞」 修業年限の間で出席率100%の者
- (4)「精勤賞」 修業年限の間で出席率98%以上の者
- (5) その他、成績、性行ともに優れ他の学生の模範になる者